

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度第3次補正・令和3年度補正予算

中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して**15%以上減少**していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、**一体となって事業再構築**に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**、従業員一人当たり付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

【通常枠】

補助額	従業員数20人以下	: 100万円～2,000万円	補助率	中小企業 2 / 3
	従業員数21～50人	: 100万円～4,000万円		(6,000万円超は1/2)
	従業員数51人～100人	: 100万円～6,000万円		中堅企業 1 / 2
	従業員数101人以上	: 100万円～8,000万円		(4,000万円超は1/3)

【大規模賃金引上枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均**1.5%以上**（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額	従業員数101人以上	: 8,000万円～1億円	補助率	中小企業 2 / 3
				(6,000万円超は1/2)
				中堅企業 1 / 2
				(4,000万円超は1/3)

【回復・再生応援枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること。
- 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け**再生計画等を策定**していること。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業 3 / 4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業 2 / 3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円		